

本委員会は、会議日程に従い、去る6月17日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第37号 長井市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、固定資産の価格に係る不服審査の手続における利便性の向上を図り、審査申出等への押印などを不要とすること等に関し所要の改正を行うため、提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。

委員からは、市全体の行政手続に関する押印、署名を見直す動きについて、今後の方向性はどのようなになるか。また、押印のみ廃止となるのか、押印と署名どちらも廃止になるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、国の押印見直しの動きを受け、市でも来年4月からの施行に向けて今年度から押印見直しの取組を進めていく。その方針はこれから検討するが、基本的には押印を廃止し、市民の利便性を考慮して、法令で署名が必要なもの以外については署名の見直しも検討したいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、押印等見直しに関する条例の改正を一律に行わないことで市民が混乱しないか心配しているが、今回、固定資産評価審査委員会条例を他の条例に先駆けて改正する理由は何か。また、他の条例改正のスケジュールはどうなるかとの質疑がなされ、総務課長からは、このたび国から固定資産評価審査委員会条例の改正例が示されたため、これに基づき改正することになった。他の条例改正については来年4月から施行できるよう、3月定例会までの議会への提案に向けて手続を進めたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、押印等見直しについては関係する条例等が相当数あると思われるが、1件ずつではなく複数を一括して改正するなどの

方法は考えられないかとの質疑がなされ、総務参事からは、改正が必要となる条例の数を洗い出した後に改正の方法について検討したいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第37号について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第1、議案第37号 長井市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 文教常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

今泉春江文教常任委員長。

(今泉春江文教常任委員長登壇)

○今泉春江文教常任委員長 おはようございます。

令和3年3月市議会定例会において文教常任

委員会に付託され継続審査となっております  
請願1件について、審査しました経過と結果に  
ついてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月18日  
に開催し、委員全員出席の下、紹介議員の出席  
を求め審査いたしました。

それでは、請願第2号 菊地隆知氏の作品を  
主軸とした「市民美術館」の設立に向けた取り  
組みを求める請願について申し上げます。

本請願は、菊地隆知版画記念館設立をすすめ  
る会会長、色摩武愛氏から提出があったもので  
す。

本請願の趣旨とするところは、本市出身で国  
内屈指の版画家、故菊地隆知氏の功績を顕彰し、  
その作品群と人となりを広く周知広報して後世  
へ継承するため、菊地隆知氏及び本市にゆかり  
のある美術家の作品を展示する市民美術館の設  
立に向けた取組を推進していただきたいとする  
ものです。

質疑に入り、委員からは、請願者は菊地隆知  
氏の作品を主軸とした市民美術館の設立を求め  
ているが、菊地隆知氏のほか菅原白龍氏、長沼  
孝三氏など多くの芸術家の作品が市内各所に保  
管されている状況についてどう考えるかとの質  
疑がなされ、紹介議員からは、市にゆかりのあ  
る芸術家の作品が保管されている場所を実際  
に見て回ったが、それらの状況から、必ずしも美  
術館という形でなくとも、照明、温度、湿度の  
管理など品質の劣化を防ぐための環境や、作品  
を管理する学芸員等が配置された展示場所が必  
要と考えるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、請願者の願意で特にどの  
ような点を主張されたいかとの質疑がなされ、  
紹介議員からは、今まで個人宅や施設を拝見す  
る中で、市内には貴重な美術品等が多く存在す  
ると感じてきた。しかし、最近はその管理が個  
人の手に負えず、寄贈を望む方も多くなってい  
る。そのような長井の宝を守り、次世代に伝え

ていくためにも、作品の管理や展示も含めた将  
来の計画をつくり上げることが必要であり、市  
や議会はそれに向けて真摯に取り組んでいくべ  
きと考えているとの答弁を受けたところです。

討論に入り、委員からは、市民の心豊かな暮  
らしのために、特に若い世代にとって身近で芸  
術文化に触れる機会をつくることは大切である  
ことから、本請願に賛成する。また、小桜館や  
文教の杜、市民文化会館等も含めて、いかに市  
民美術館を設立し活用していくか、今後検討す  
べきであり、本請願は採択すべきと考える。さ  
らに、長井を文化芸術に興味を持つ地域にして  
いかなければ、次世代の芸術家は生まれず、衰  
退していくことが懸念される。市民美術館を造  
り上げることは、長井の文化芸術活動への追い  
風となる大切なことであるから、本請願に賛成  
する。また、菊地隆知氏の作品は本市の重要な  
資産であり、氏の生涯は後世への教訓となるこ  
とから、功績をたたえ、広く知らしめることは  
大切と考える。特に若い世代の郷土に対する誇  
りや親しみを醸成するためにも、芸術文化作品  
に触れる機会をつくることは大切であり、若い  
人も利用できる、本市の身の丈に合った美術館  
設立に向け検討していくことに賛成するなどの  
意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべ  
きものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございません  
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結い  
たします。

それでは、日程第2、請願第2号の1件につ  
いて、討論の通告がありますので、発言を許可  
します。

議席番号2番、勝見英一朗議員。

(2番勝見英一朗議員登壇)

○2番 勝見英一朗議員 政新長井の勝見です。

請願第2号の採択に賛成の立場で意見を申し上げます。

菊地氏の作品のすばらしさは本市の大切な資源であり、観光交流の重要な資源になるものと考えます。また、氏の障害を乗り越える精神性にも学ぶところは大きいと感じております。その意味で、請願事項の前半、氏の功績をたたえて広く知らしめることは重要なことと考えます。

そして、請願の後半、本市ゆかりの美術家の作品も含めた市民美術館の設立に向けた取組を推進することも今後の検討課題に入っていくべきと考えます。

その方向性に基づいて、財政事情も含め様々な条件を勘案しながら最適解を求めて検討が進むものと思っております。

請願の趣旨にありますように、これまで芸術文化の各ジャンルにおいて様々な創作活動が行われてまいりました。美術に限らず、それらにも目を広げる必要もあろうかと思えます。

また、美術館の在り方も変化してきており、古い小学校を改装してできた東京おもちゃ美術館や、オルセー駅を転用したパリのオルセー美術館などのリノベーションによる美術館、さらに次の世代として第4世代の美術館が言われ、趣旨は違うものの、文化庁のリーディング・ミュージアムのような考えも出されております。

このように対象とする作品や美術館の在り方など、柔軟に考えるべき時代にあることを思えば、本市においても今後、時代にマッチした美術館構想が進むことを期待するものです。

請願者が話しておられましたように、若い人の利用の仕方、本市の身の丈に合った美術館、本市でやりやすい運営方法という幅広い考え方、将来世代に沿った考え方に同意し、賛成意見といたします。

○浅野敏明議長 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

請願第2号 菊地隆知氏の作品を主軸とした「市民美術館」の設立に向けた取り組みを求める請願の1件について、文教委員長の報告は採択であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一厚生常任委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○小関秀一厚生常任委員長 おはようございます。

それでは、厚生常任委員会審査報告をいたします。

令和3年6月市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月21日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第38号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際して市民課長からは、このたびの改正は新型コロナウイルス感染症に感染した被保